

## 資料 5

### 【報告事項】

(5) 産業廃棄物不法投棄対策について

項目名	産業廃棄物不法投棄対策について
<p><b>■ 現状（概要）</b></p> <p>廃棄物を処理するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）を遵守し、適正処理する必要がある。しかし、排出者の法令等への理解欠如により、農業用ビニールの不適正処理や建築廃材の不法投棄が発生している。</p> <p>廃棄物不適正処理の未然防止や早期発見及び適正処理に向けた是正指導を行うことで、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めている。</p> <p><b>■ 取組状況</b></p> <p><u>1 大隅地域振興局管内産業廃棄物等不法投棄対策連絡会</u></p> <p>取組：会議を開催（不法投棄防止強化月間（11月））</p> <p>構成：管内警察、市町環境衛生担当者</p> <p>目的：関係者の緊密な連携構築と監視・対処能力の維持向上を図る</p> <p>内容：不適正処理事案発生時の連携、情報共有、意見交換</p> <p><u>2 一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会曾於支部、大隅支部との連携</u></p> <p>取組：合同パトロールを実施（11月）</p> <p>目的：産業廃棄物処理に係る事業者の業界団体との情報収集および共有</p> <p>内容：不適正処理事案(含疑い)現場の確認</p> <p><u>3 産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）による監視指導・パトロール</u></p> <p>取組：監視指導およびパトロール</p> <p>目的：不適正処理事案の有無、現場の声等の情報収集</p> <p>内容：恒常的な地域のパトロールと各種事業所への監視指導</p> <p><b>■ 成果・課題</b></p> <p>管内においてここ数年大きな不適正処理事案は発生していないが、都度発生する疑い事案への対応について、より積極的な連携、迅速かつ適切な対応をしていくことが課題となっている。</p> <p><b>■ 今後の予定</b></p> <p>今後も更なる強化を図り、不適正処理事案につながるおそれのある案件について、早め早めの対応を行い、未然防止を図る。</p> <p><b>■ 依頼事項等</b></p> <p>管内において不適正処理が疑われる事案を認知した場合は、引き続き速やかな情報提供・共有に御協力いただきたい。</p>	